

特定非営利活動法人CCL理事会運営規則

規則第3号

2018年9月11日制定

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人CCL（以下「本法人」という。）定款に基づき、本法人理事会の運営及び議決手続き等に関する事項を定める。

(開催通知)

第2条 理事長は、本法人定款第34条第3項の規定に基づき、少なくとも5日前までに、書面をもって各理事及び各監事に開催通知を発行しなければならない。

2 前項の書面は、電子メールをもって通知の方法とする。

(議決事項)

第3条 定款第32条に定める議決事項は、次のとおりとする。

(1) 議案

(2) 協議事項

(3) 報告事項

2 議案は、定款第32条第1項第1号に定める本法人の経営に係わる事項及び業務執行に係わる重要事項とする。

3 協議事項は、定款第32条第1項第2号に定める本法人の経営及び業務執行に係る重要事項の対応方針等に関して協議又は検討を加えるべき事項とする。

4 報告事項は、前2号に関して報告を受けるべき事項及び経営にとって重要な内外情勢等の把握しておくべき事項とする。

(議決事項の整理)

第4条 理事及び事務局は、理事会に付議したい事項並びに資料を理事長が予め指名した副理事長（以下「担当副理事長」という。）に事前に提出するものとする。

2 理事長は、前項により整理された付議事項の案件について、理事会への付議につき確認し、決定する。

(出欠連絡)

第5条 理事及び監事は、理事会への出欠を事前に担当副理事長へ連絡しなければならない。

(陪席)

第6条 事務局は、理事会に陪席することができる。

2 理事は、議案内容の説明にあたり、予め理事長の承認を得て理事以外の説明者を陪席させることができる。

(理事会の決議の省略)

第7条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第8号 議事録の作成は、理事長が予め指名した理事又は事務局員が作成するものとする。

2 作成された議事録は、出席した理事が確認した上で議事録署名人が署名又は記名押印をするものとする。

(改廃)

第9条 この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2018年9月11日から施行する。